



各位

会 社 名 ソレイジア・ファーマ株式会社 代表者名 代表 取締役社長 荒井好裕 (コード番号: 4597 東証マザーズ) 問合せ先 取締役CFO管理本部長 宮下敏雄 電 話 03-5843-8049

無担保普通社債並びに第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る 払込完了に関するお知らせ

2020年8月13日付当社取締役会において決議したマッコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当先」)を割当先とする無担保普通社債(私募債)(以下「本社債」)並びに第三者割当の方法による行使価額修正条項付第11回及び第12回新株予約権(以下、個別に又は総称して「本新株予約権」)の発行に際し、本日付で、本社債総額(2,500,000,000円)及び本新株予約権発行価額総額(13,440,000円)の割当先から当社への払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。なお、本社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2020年8月13日付で開示しました「新規開発品SP-05の独占的権利導入契約締結と資金調達(無担保普通社債並びに行使価額修正条項付新株予約権発行)に関するお知らせ」(以下「本件決議プレスリリース」)及び2020年8月14日付で開示しました「(訂正)「新規開発品SP-05の独占的権利導入契約締結と資金調達(無担保普通社債並びに行使価額修正条項付新株予約権発行)に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本社債の概要

1. 平红1	頁の慨:	安			
(1)	名			称	ソレイジア・ファーマ株式会社第1回無担保社債
(2)	社	債の	り総	額	金 2,500,000,000 円
(3)	各社	上債	の金	額	金 62,500,000 円
(4)	払	込	期	日	2020年8月31日
(5)	償	還	期	日	2021年8月31日
(6)	利			率	年利 0.0%
(7)	発	行	価	額	額面 100 円につき金 100 円
(8)	償	還	価	額	額面 100 円につき金 100 円
(9)	償	還	方	法	① 満期一括償還 ② 本社債権者は、各暦月の末日を期限前償還日として、当
					社に対する遅くとも10日前までの通知をもって、かかる通知に定められている期限前償還日に本社債の期限前償還を求めることができ、本社債権者は原則として毎暦月に、当該暦月に本新株予約権の行使により本社債権者(割当先)から当社に対して払い込まれた金額の累計額を超えない範囲で期限前償還を求めることができます。その結果、本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、優先的に本社債の償還に用いられます。 ③ 当社は、本社債権者に対する遅くとも10日前までの通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本

社債の全部又は一部を期限前に償還することを本社債権 者に対して請求することができます。 ④ 当社は、本新株予約権の発行要項に規定される取得事由 が生じた場合や当社が割当先より本件決議プレスリリー ス「IV.本新株予約権の発行 2. 募集の目的及び理由 (3) 本資金調達の特徴」に記載される本新株予約権の 買取請求を受けた場合、本新株予約権に係る買取契約 (以下「本買取契約」)の解除事由が発生した場合、又 は当社の単体若しくは連結の貸借対照表上の負債の部に 計上される金融関連債務(但し、リース負債を除く。) 及び社債(但し、本社債を除く。)の合計額が本社債発 行日以降、20億円以上増加した場合には、本社債権者か らの請求に基づき、その時点で残存する本社債の元本の 全部又は一部を期限前償還するものとされております。 マッコーリー・バンク・リミテッド (10)総額引受

2.	本新	朱予約権の概要	
	(1)	割 当 日	2020年8月31日
	(2)	新株予約権の総数	230,000 個
			第 11 回新株予約権 140,000 個
			第 12 回新株予約権 90,000 個
	(3)	発 行 価 額	総額 13,440,000 円(第 11 回新株予約権 1 個当たり 60 円、
			第 12 回新株予約権 1 個当たり 56 円)
	(4)	当該発行による	23,000,000 株 (新株予約権1個につき100株)
		潜在株式数	第11回新株予約権 14,000,000株
			第 12 回新株予約権 9,000,000 株
	(5)	資金調達の額	5,555,440,000 円(差引手取金概算額:5,545,440,000 円)
			(注)
			(内訳)
			第 11 回新株予約権
			新株予約権発行による調達額:8,400,000円
			新株予約権行使による調達額:2,842,000,000円
			第 12 回新株予約権
			新株予約権発行による調達額:5,040,000円
			新株予約権行使による調達額:2,700,000,000円
	(6)	行使価額及び行使	当初行使価額は第11回新株予約権は203円、第12回新株予約
		価額の修正条件	権は300円です。
			第11回新株予約権の行使価額は発行日の翌日以降、各修正日
			の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取
			引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の
			92%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数
			第1位の端数を切り下げた金額)に修正されます。
			第12回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社が資金
			調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行 使価額の修正条項の適用を行うことができます。当該決議を
			使価額の修正条項の適用を行うことができます。
			した場合、自任は直らにての自を平利休子が催有に連知する ものとし、当該通知が行われた日の10取引日後以降、本新株
			予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価
			類は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普
			通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その
			直前の終値)の92%に相当する金額(円位未満小数第1位ま
			で算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額)に修正され
L			「毎田し、小剱先工世や姉剱を別サーけた金銀」に修正され

ます。また、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使による払込金額は優先的に本社債の償還に充当されますが、第11回新株予約権の行使が全て完了した後に、第12回新株予約権と本社債の未償還額が残存する場合には、当社は、第11回新株予約権の行使完了後30日以内に、行使価額の修正条項の適用のための当社取締役会決議を実施するものとします。第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使価額は、共に121円(以下「下限行使価額」)を下回らないこととします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

(7) 募集又は割当方法(割当先)

マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方 法によって行います。

(8) そ の 他

- 1) 本買取契約においては、第12回新株予約権の行使価額が当初の固定とされている期間においては、本件決議プレスリリース「I. 新規開発品 SP-05の独占的権利導入契約の締結」記載の第Ⅲ相臨床試験の中間解析結果が、①結果が十分に満足できるため、当社が当該中間解析で試験を成功完了させ承認申請準備に移ると当社が判断した場合、又は、②結果が良好なため、当社により中間解析以降の試験が継続可能と当社が判断した場合、本社債が償還されていない場合、行使コミットメント期間中の場合のみ、第12回新株予約権の行使が可能となる旨が規定されております。
- 2) 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結しております。
- 3) 本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の 承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受 人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する 旨が規定されております。
- (注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額(10,000,000円)を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

以上